

## 質問と回答一覧

	資料名	項	項目名 番号等	質問内容
質問	○ 募集要領	6	(2) ② 添付資料	直近の創業支援の実績を示す資料は、本年2月実施予定の創業塾での創業補助金セミナーの講義資料も対象になりますか？
回答	実際に支援を行ったものを実績と見做します。(未実施のものや、実施予定のものを除く。)			

	資料名	項	項目名 番号等	質問内容
質問	○ 募集要領	6	(2) ② 添付資料	直近の創業支援の実績を示す資料は、どの程度の内容が求められていますか？
回答	<p>職務経歴書の1. および2. に記載する直近の実績に関し、下記する「創業セミナーの実施概要」や「創業相談の概略」に匹敵する資料があれば添付してください。</p> <p>また、実績を示す公開URLが1月末日まで有効である場合は、そのURLとそれがどの実績に関するどのような電子表示であるかを記載したものを添付資料として差し支えありません。</p> <p><b>【創業セミナーの実施概要】</b>                      主催、開催日時、場所、対象者、定員、参加費、テーマや内容、応募者の役割等が分かるもの。                      ・添付資料（例）                      セミナーの案内チラシ、主催者による開催報告、等。</p> <p><b>【創業相談の概略】</b>                      主催、実施時期・回数・時間・場所、対象者・人数、参加費、応募者の役割等が分かるもの。                      ・添付資料（例）                      相談会案内チラシ、Web ページの相談会予約画面コピー、等。</p>			

	資料名	項	項目名 番号等	質問内容
質問	○ 募集要領	7	(2) ②	私は企業内診断士で勤めている会社は神戸市内にあります。その場合は「事業所が市内にある」に該当しますでしょうか。診断士活動としては自宅（神戸市以外）なので該当しないとなるのでしょうか。
回答	市内事業者に対する優先的取扱いについて 企業内診断士の方の勤務先所在地については、事業所（支店等）所在地として判定します。			

以上